

# ごみの野焼きは禁止されています



野焼き



ドラム缶



一斗缶

## 概要

家庭や事業所などで行うごみの野焼き（焼却行為）は煙や悪臭などにより周囲へ迷惑をかけるだけでなく、人体の健康へ深刻な影響をもたらす化学物質、ダイオキシン類を発生させる原因にもなっていることから一部の例外を除き、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されています。

### ダイオキシンって何？

炭素、水素、酸素、塩素という身の回りのどこにでもある元素からできる物質で、さまざまなものを燃やすごみ焼却では、これを発生させる可能性があります。  
非常に毒性が強く、環境汚染や、人体の遺伝子への影響、発ガン性も指摘されます。

## 罰則規定

**5年以下の懲役 もしくは 1000万円以下の罰金**  
**法人の場合、3億円以下の罰金**

## 廃棄物の処分

- 家庭から出たごみは、指定のごみ集積所に出す方法、もしくは環境保全センターに直接搬入する方法で処分してください。
- 事業所から出るごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、処分先が異なります。適切な処分先、収集業者に依頼して処分してください。

## お問合せ

- 御前崎市役所 環境課  
TEL. 0537-85-1162 E-mail.kankyo@city.omaezaki.shizuoka.jp
- 御前崎市消防署  
TEL. 0537-85-2119

御前崎 野焼き



# 例外となる焼却行為について

野焼きは原則禁止とされていますが、下記の焼却行為は例外とされています。例外となる焼却行為を行う場合、事前に消防署への届出書提出及び環境課への報告が必要となります。

焼却行為	例
農業などを行うために行われる焼却	草、稲わら等の焼却 等
日常生活を営む上で行われる軽微な焼却	たき火、バーベキュー 等
風俗慣習上の行事として行われる焼却	どんど焼き 等
国や地方公共団体が施設の管理を行うために行う焼却	河川敷、道路の草焼き 等
震災などの予防、応急対策又は復旧のために行う焼却	—

## 消防署

例外となる焼却行為を行う場合は、事前に消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書（以降、届出書）」の提出が必要です。

### ● 届出書の提出方法

焼却行為を行う前に、届出書を記入して、消防署に提出する。

### ● 届出書の提出先

御前崎市消防署（御前崎市池新田5151-1）Tel. 0537-85-2119

### ● 備考

小規模なたき火等については、電話連絡でも代えることができます。



市ホームページ  
（届出書掲載）

## 環境課

例外となる焼却行為を行う場合は、事前に環境課への報告が必要となります。

### ● 報告の方法

焼却行為を行う前に、環境課に連絡をして、下記を報告する。

① 氏名 ② 住所 ③ 電話番号 ④ 実施場所 ⑤ 実施日時 ⑥ 焼却物の詳細

### ● 報告の連絡先

御前崎市役所 環境課（御前崎市池新田5585）Tel. 0537-85-1162

### ● 備考

報告により例外とならないと判断した場合、焼却行為を中止するように指示します。

やむを得ずこれらの焼却を行う場合であっても、焼却の規模、時間帯、風向きなどを考慮し、煙や臭いが周囲の迷惑にならないよう、注意しなければなりません。